

(様式)

こ教 第 588号

令和7年1月10日

尾花沢市監査委員 殿

尾花沢市教育長 村松 真

監査の結果に基づき講じた措置について

令和6年12月20日付けで通知のあった監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

1. 定例監査

課名等 (監査対象団体)	監査の結果	措置状況
教育指導室 「尾花沢中学校」	○指摘事項 ①活力ある学校づくり推進事業費委託料について、これまでも不適切な処理が指摘されており、事務処理の方法や適正な管理体制の見直しを検討し、指導されたい。	①本事業は、特色ある学校を意識した学校経営を目指す事業を実践し、学校教育の充実を図り活性化に資することを目的として、各学校に委託事業として実施を依頼しております。ご指摘にあるように、これまでも不適切な処理があったことから、年度当初に校長会及び教頭会、事務部会にて適正事務について指導してきたところです。 教育指導室では、今回の監査結果を受けまして、これまでの指導に加え、中間検査を9月に行い進捗状況と事務執行状況を確認し、適正な事務執行に努めてまいります。
「福原小学校」 「尾花沢中学校」	②理科薬品の管理について、「在庫理科実験薬品の管理状況」として提出された調書の薬品残量と、現物の残量が合わない学校が複数ある。これまでも指摘しているが、使用ごとにその現物と薬品管理簿の残量が一致するよう容器を含めた重さで管理する等、教育委員会としてマニュアルを作成し厳重に指導されたい。	②理科薬品の管理については、山形県教育委員会で作成した「理科薬品の管理と取扱い」(平成28年12月改訂)に基づき行っております。本資料では、薬品の廃棄処理や事故発生時の対応についても記載があり、今後もこの取扱いに基づいて、管理を行うこととしておりますが、ご指摘いただいたように重さで管理するような台帳を委員会で作成し、各学校へ周知徹底を図り、児童生徒の安全を保障しながら観察実験を重視した授業を展開し児童生徒の学力向上に努めてまいります。